

葉山町スズメバチ駆除費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民等に対しスズメバチの駆除に要した費用の一部を助成することにより、その負担を軽減するとともに、早期発見早期駆除を促進し、もって町民の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(助成金の交付)

第3条 町長は、スズメバチによる危害を防止し、町民生活の安全を図るため、町内においてスズメバチの巣を駆除した者に対し助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成は、予算の範囲内で行なうものとする。

(助成対象等)

第4条 助成金の交付対象者は、町内においてスズメバチが営巣している建物又は土地を所有し、賃借し、若しくは管理する者であって、ハチ等の駆除を業とする者にスズメバチの巣の駆除を委託したものとする。

2 助成金の交付対象となる巣は、日常的に隣人、通行人等が近づく場所にある巣であって、営巣された年度内に駆除したものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、スズメバチの巣の駆除に要する費用の2分の1の額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 助成金の額は、スズメバチの巣1個につき6,500円を限度とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、スズメバチの巣の駆除後に、葉山町スズメバチ駆除費助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) スズメバチ駆除費領収書の原本もしくは写し

(2) 写真(営巣の位置が確認できる建物又は土地の全景及び駆除前(巣の特徴が確認できる写真)、駆除後(駆除前と同じ構図の写真))

(3) 運転免許証その他の官公署が交付した文書(住所及び氏名が記載されたものに限る。)の写し

(4) 地図(営巣場所と隣家や道路等の位置関係がわかるもの)

2 前項の規定による申請は、駆除を行った年度内にしなければならない。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定により申請された助成金申請書を審査し、助成金の交付の要件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、葉山町スズメバチ駆除費助成金交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、その

全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。